

○新見公立大学の学生成績評価にGPA制度を併用するための規程

平成22年4月1日

規程第67号

(趣旨)

第1条 この規程は、学生の成績を厳密かつ客観的に評価し、履修指導等に活用することを期するために、新見公立大学学則（平成22年規則第1号。以下「学則」という。）第25条の学修の評価及び新見公立大学大学院学則（平成26年規則第5号。以下「大学院学則」という。）第23条の成績の評価に加えて、これと併用するための成績評価基準としてGPA（Grade Point Average）制度を導入し、その評価方法等について定めるものとする。

(読替え及び点数化)

第2条 GPAを評価するには、次の方法によって、これを読み替えて点数化するものとする。

- (1) 学則第25条に規定する学修評価の点数化については、秀を4点、優を3点、良を2点、可を1点、不可を0点とする。
- (2) 大学院学則第23条に規定する成績評価の点数化については、秀を4点、優を3点、良を2点、可を1点、不可を0点とする。

(GPAの計算)

第3条 GPAの計算は、次の方法によってするものとする。

- (1) 学則第25条に規定する学修評価のGPAの計算については、秀と評価された科目の単位数に4を乗じた数値、優と評価された科目の単位数に3を乗じた数値、良と評価された科目の単位数に2を乗じた数値、可と評価された科目の単位数に1を乗じた数値及び不可と評価された科目の単位数に0を乗じた数値の総計を、秀と評価された科目の単位数、優と評価された科目の単位数、良と評価された科目の単位数、可と評価された科目の単位数及び不可と評価された科目の単位数の総計で除した数値をGPAとする。ただし、GPAは、小数点第3位までを計算してこの桁を四捨五入し、有効数字3桁で表現するものとする。
- (2) 大学院学則第23条に規定する成績評価のGPAの計算については、秀と評価された科目の単位数に4を乗じた数値、優と評価された科目の単位数に3を乗じた数値、良と評価された科目の単位数に2を乗じた数値、可と評価された科目の単位数に1を乗じた数値及び不可と評価された科目の単位数に0を乗じた数値の総計を、秀と評価された科目の単位数、優と評価された科目の単位数、良と評価された科目の単位数、可と評価され

た科目の単位数及び不可と評価された科目の単位数の総計で除した数値をGPAとする。
ただし、GPAは、小数点第3位までを計算してこの桁を四捨五入し、有効数字3桁で
表現するものとする。

(GPA評価科目)

第4条 GPA評価は、当該学生が入学等により本学の当該学部の学籍及び当該研究科の学
籍を取得してから評価時までには評価された科目を通算して行うものとする。評価時点で不
可と評価された科目で、再試験等の再評価が終了していない科目については、不可として
評価する。ただし、学則第26条、第27条及び第28条並びに大学院学則第24条及び第25条
に該当する科目については、GPA評価の対象としない。

(GPA評価の表示)

第5条 GPAを表示する場合には、原則として評価対象となった科目の総単位数を併せて
表示する。

2 GPA評価を表示する文書の種類及び方法は、別に定める。

(席次の評価)

第6条 学生の席次を評価する必要がある場合は、GPAを用いて評価するものとし、GPA
の数値が大きい者を上位とし、GPAの数値が同一の場合はGPA評価対象となった科目の
総単位数の多い者を上位とし、GPA評価対象となった科目の総単位数が同数の場合は優
と評価された科目数の多い者を上位とする。これらの数値が全て同一の場合は、同一の席
次とする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日規程第67号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日規程第67号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。